

# 公益財団法人川崎市産業振興財団 研究倫理教育の実施等に関する要綱

## (目的)

第1条 本要綱は、公益財団法人川崎市産業振興財団（以下「財団」という。）の研究開発の信頼性と公正性を高めることを目的とし、財団定款第4条に定める研究開発における倫理教育の実施等について定めるものとする。

## (研究倫理教育の主要な項目)

第2条 研究倫理教育には以下の項目を含むものとする。

- (1) 研究者の基本的責任、研究活動に対する姿勢などの研究者の行動規範
- (2) 研究分野の特性に応じた研究活動に関して守るべき作法
- (3) その他研究倫理に関する遵守事項

## (対象となる研究者等)

第3条 倫理教育の対象者は、研究職員のほか、研究支援職員、共同研究する他の機関及び企業並びに留学生、関係学生（院生を含む。）その他研究活動に係る者とする。

## (研究倫理教育責任者)

第4条 研究倫理教育の責任者としてナノ医療イノベーションセンターセンター長を研究倫理教育責任者に充てる。

## (研究倫理研修の実施)

第5条 研究倫理教育責任者は、第3条に定める研究者等に定期的にあらゆる機会を通じて研究倫理研修を実施しなければならない。

## (メンターの設置及び役割)

第6条 研究倫理教育責任者は、とりわけ若手研究者等が自立した研究活動を遂行できるよう研究倫理教育の一環としてメンターを任命することができる。メンターはラボ長又は副ラボ長から任命する。メンターは若手研究者等が自立した研究活動を遂行できるよう勤めなければならない。

## (報告)

第7条 研究倫理教育責任者は研究倫理研修の実施状況を理事長に報告しなければならない。

## 附 則

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。